

令和7年5月21日

## 海上自衛隊下総航空基地開設66周年記念行事に伴う模擬店出店業者募集要領

海上自衛隊下総教育航空群司令

標記について、出店希望業者は下記に基づき申請してください。

### 記

#### 1 募集の内容

下総航空基地開設66周年記念行事に伴う模擬店の出店、営業及び撤収を実施する業者（以下「出店業者」といいます。）の募集

#### 2 設置等の概要

##### (1) 出店日時

令和7年10月11日（土）午前9時から午後3時まで

##### (2) 出店場所

千葉県柏市藤ヶ谷無番地  
海上自衛隊下総航空基地内

##### (3) 募集数

25店舗程度（募集数が多数の場合は抽選を実施する場合があります。）

##### (4) 募集する業種

- ア 飲食店営業（酒類を除く。）
- イ グッズ、特産品等の販売業

#### 3 申請資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有している者又は千葉県内若しくは他県の商工会議所、商工会の会員になっている者で、以下の項目を順守できる者

- (1) 出店申請書において定める国との取決め事項を遵守できる者
- (2) 暴力団との関係及び出店に関する事項の誓約書を提出できる者
- (3) 飲食店営業の際に、食品営業の許可を受けている又は柏市保健所より行事日における「模擬店等の開設届」を提出できる者（参考1）

#### 4 申請要領等

次に定める提出書類を作成の上、提出先に対し**募集期間内に持参又は募集期間内に到着するように郵送**してください。

なお、提出された書類は返却されません。

##### (1) 提出書類

- ア 出店申請書（別紙様式第1）
- イ 事業計画書（別紙様式第2）
- ウ 誓約書（別紙様式第3）
- エ 役員名簿（別紙様式第4）
- オ 委任状（別紙様式第5）
- カ 戸籍謄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- キ 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- ク 法人税又は所得税に関する納税証明書  
個人：その3の2（「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

法人：その3の3（「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないこと。）

※ 発行後3ヶ月以内のもの

ケ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

コ 印鑑証明書

サ 都道府県知事等の発行した営業許可書（該当する場合のみ）

シ 次の資格を有する場合、当該事実を証明する書類の写し

（ア）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）（行事日に有効なものに限る。）

（イ）千葉県内又は他県の商工会議所、商工会の会員である証明書

注1 上記提出書類のうち、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者の場合は、資格決定通知書の写しを添付することにより、カ、キ、ク、ケ及びコに定める書類に代えることができます。

注2 国有財産の使用許可申請については、決定した後連絡します。

(2) 提出先

〒277-8661

千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1

海上自衛隊 下総航空基地隊厚生隊（担当者：永田）

電話：04-7191-2321（内線2312）

FAX：04-7191-3990

(3) 募集期間

令和7年5月22日（木）午前8時から

令和7年6月 5日（木）午後4時まで

5 その他

(1) 募集に関する問い合わせについては、担当者までご連絡ください。

(2) 募集締切後、決定した出店業者へは別途連絡します。また、出店に際しての説明会を別日にて実施しますので、決定した出店業者は参加願います。

(3) 火気器具を使用する店舗については、業務用消火器の準備及び消防署への届出が義務付けられています。業務用消火器の準備又は消防署への届出ができない出店希望業者については、出店をお断りさせていただきます。（参考2）

添付書類：1 別紙様式第1（出店申請書）

2 別紙様式第2（事業計画書）

3 別紙様式第3（誓約書）

4 別紙様式第4（役員名簿）

5 別紙様式第5（委任状）

## 出店申請書

令和7年 月 日

海上自衛隊下総教育航空群司令 殿

法人・個人等の別	法人 ・ 個人 ・ 団体	
法人名(団体名)		印*
代表者氏名		
郵便番号	〒	
住所		
連絡先	固定： FAX： 携帯：	

\* 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の印を押印する。

下総航空基地開設66周年記念行事に伴う模擬店出店業者の公募について、下記の取決め事項に同意の上、参加を申請する。

## 記

## 取決め事項

- 1 総則
  - (1) 適用範囲
 

本取決め事項は、下総航空基地開設66周年記念行事に伴う模擬店の出店、営業及び撤収（以下単に「業務」という。）について適用する。
  - (2) 用語の定義
 

ア 群司令 海上自衛隊下総教育航空群司令  
イ 関係職員 海上自衛隊下総教育航空群司令部監理幕僚、広報室長及び下総航空基地隊厚生隊長  
ウ 出店業者 本業務を実施する者
- 2 実施時期
 

令和7年10月11日（土）
- 3 実施場所
 

千葉県柏市藤ヶ谷無番地 海上自衛隊下総航空基地内
- 4 出店業者の決定
 

出店業者の決定は、群司令が行うものとし、その選定要領は関係職員が定める。
- 5 業務の内容
  - (1) 全般
 

出店業者は、事前に提出した事業計画書に基づき、関係職員の指示に従い、次の各号に示す業務を実施するものとする。

なお、本業務の実施に係る費用、水道光熱料、労務、資材及びその他の経費の一切を負担するものとする。
  - (2) 設置
 

出店業者は、関係職員の指示する時間までに、出店場所に集合し、関係職員の指示する位置に模擬店を設置する。
  - (3) 営業
 

出店業者は、一般来訪者、海上自衛隊下総航空基地に勤務する隊員及びそれらに準じる者（以下「利用者」という。）に対し、商品の販売を行う。

ア 販売できない商品  
出店業者は、以下に示す商品を販売してはならない。  
(ア) 酒、アルコール類（土産物を除く。）  
(イ) 法令等の定めにより営業許可が必要とされるものであって、出店業者が当該許可を受けていないもの  
(ウ) その他、行事に相応しくないものとして群司令又は関係職員が定めるもの

イ 営業に係る責任  
出店業者は、模擬店の失火、商品の瑕疵等について一切の責任を負い、利用者又は関係職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。

ウ 名義の使用  
出店業者は、自己の営業上の取引に関して、海上自衛隊等、官公庁の名義を使用してはならない。
  - (4) 撤収
 

出店業者は、関係職員の指示する時間までに模擬店を撤収する。
  - (5) 禁止事項
 

ア 保全  
出店業者は、関係職員の与えた指示及び業務の遂行上知り得た情報の保全を遵守するものとし、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

イ 飲酒について  
出店業者は、基地内で飲酒をしてはならない。
- 6 その他
 

本取決め事項に記載のない事項及び細部については、関連法令の定めによるほか、必要の都度、関係職員と出店業者の間で協議するものとする。

## 事業計画書(その1)

法人・個人の別	法人 ・ 個人 ・ 団体					
法人名(団体名)					印*	
代表者氏名						
郵便番号	〒					
住所						
連絡先	固定： FAX： 携帯：					
申請資格 (該当するものに○を付す。)	1 全省庁統一資格保有	2 千葉県内又は他県の商工会議所、商工会の会員 (所属先を記入して下さい。)				
業種 (どちらかに○を付す。)	1 飲食店営業	2 グッズ、特産品等の販売業				
取扱品目・価格表						
品名	販売価格	販売予定数量	備考			
(取扱品目が多数となる場合は、別紙を作成して下さい。)						
従業員名簿						
(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	国籍	住所	役職又は 担当業務	備考

\* 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の印を押印する。

事業計画書(その2)

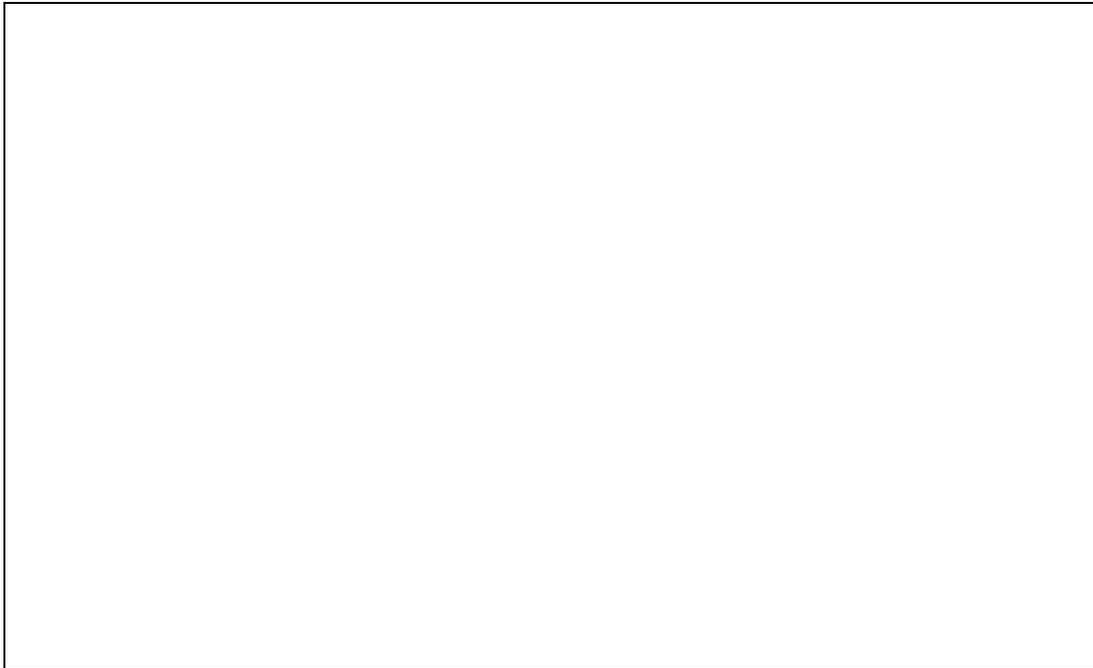
火気・電気の使用				
火 気	使用する ・ 使用しない		電 気 (発電機)	使用する・使用しない
	使用する場合 ・プロパン 容器サイズ ・炭 火	箇所 kg 箇所		

店舗設置予定図

晴天・雨天時 (屋外)

5. 5 0 m

4.  
0  
0  
m



(正面 (売り場方向↓))

- \* 1 火気、電気を使用する場合、使用箇所及びプロパン・発電機設置場所を明記する。
- \* 2 火気を使用する場合、消火器の設置場所を明記する。
- \* 3 飲食店営業の場合、手洗い設備の設置場所を明記する。
- \* 4 ごみ箱は店舗前面に設置する。

乗入車両 (2台まで)

車 両		車両ナンバー	色	任意保険	
メーカー	車 種			対人(円)	対物(円)

## 誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき  
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第4により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）。その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治生活を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和7年 月 日

住 所

会社名等

代表者名

印



# 委任状

下総自衛隊協力会会長  
太田 和美 殿

下記について、委任します。  
ただし、使用許可書に付される全ての条件について遵守します。

## 記

- 1 下総航空基地開設66周年記念行事に伴う模擬店の出店に際して、国有財産(土地)の使用許可手続について
- 2 上記に関連する会計処理について

令和7年 月 日

住 所

会社名等

代表者名

印

## 食品営業許可関連規則について

本紙は、食品衛生法等に規定される食品営業許可について、法令及び千葉県の定めた規則の規定を解説するものです。

### 1 食品営業許可

食品営業許可とは、食品衛生法（昭和 21 年法律第 49 号）第 52 条及び食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 67 条の規定に基づき、都道府県知事及び特定の市の市長（以下「知事等」といいます。）が実施するものです。飲食店営業等を行う場合にはその営業所を所轄する知事等に申請し、許可を得なければなりません。

### 2 下総航空基地での営業

原則、下総航空基地（柏市藤ヶ谷無番地）で営業を行う場合は、柏市藤ヶ谷無番地を営業所所在地として、柏市保健所から許可を受けなければなりません。

しかし、食品衛生法施行条例（平成 12 年千葉県条例第 3 号）第 3 条に施設等の基準に係る緩和規定があり、簡易な飲食店営業等取扱要綱（衛第 273 号 62.3.30）により、一定の食品のみを取扱う場合（所謂屋台等の一品目のみを扱う場合、以下「特定の場合」といいます。）にあつては、「営業の範囲を県内一円とする。」とされています。つまり、千葉県内のどの保健所長の許可であっても下総航空基地内での営業が可能です。

また、当日限りの出店の場合は、柏市保健所へ「模擬店等の開設届」を提出して出店することも可能です。

### 3 注意点

- (1) 県外の保健所長の許可を受けて営業を行っている場合は、新規に千葉県内の保健所長の許可が必要となります。
- (2) 複数の品目を取扱う場合は、品目ごとに特定の場合の許可を受ける必要があります。

## 柏市火災予防条例の一部改正について

本紙は、柏市火災予防条例の一部改正について、消防局のホームページから関係する箇所を抜粋したものですので、確認をお願いします。

### 1 イベントの主催者及び出店者の皆様へ

柏市では、柏市火災予防条例の一部を改正して、平成26年8月1日から、不特定多数の人の集合するイベントにおいて、**火気器具等**を使用する露店や模擬店等を出店する場合は、**消火器の準備**と「**露店等の開設届出書**」を消防署・分署に提出する必要があります。

※ 今回の開設記念行事における露店等の開設届については、官側が一括して申請しますので、店舗側から露店等の開設届を消防署に提出する必要はありません。

### 2 多数の人の集合するイベントとは

祭礼、縁日、花火大会、展示会、町会・自治会の夏祭りや納涼祭、小・中学校のバザー、高校・大学の学園祭やその他多数の人が集合する催しを言い、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まるイベントを指します。したがって、集合する人の範囲が個人的つながりに留まる場合は対象外（近親者によるバーベキューや幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある人が参加する催しは対象外）です。

### 3 火気器具とはどんなものか

- (1) 液体燃料（ガソリン・灯油）などを使ったバーナー、ストーブ、発電機、など
- (2) 固体燃料（炭・練炭）などを使ったバーベキューコンロ、七輪、など
- (3) 電気を熱源とする器具電気コンロ、ホットプレート、電子レンジ、電気ストーブ、IHコンロ、など
- (4) 気体燃料（プロパンガス）などを使ったコンロ、グリル、バーナー等使用に際し火災の発生のおそれのある器具

### 4 どんな消火器を準備する必要があるのか

初期消火を有効に行うために準備するものですから、業務用消火器（10型推奨）を準備する。

※ 錆、変形のある老朽消火器、エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器はご遠慮ください。

### 5 消火器は誰が準備するのか

原則として、**火気器具を使用する者**が準備する。